



任期付研究員の採用等に関する規則をここに公布する。

平成14年10月21日

長野県人事委員会委員長 湯本 清

○長野県人事委員会規則第13号

任期付研究員の採用等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第41号。以下「条例」という。）第5条第3項及び第5項、第7条第1項及び第2項並びに第8条の規定により、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

(転任の制限)

第2条 任命権者は、条例第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）を、その任期中、当該任期付研究員が現に占めている職と同一の研究業務を行うことを職務内容とする職に転任させる場合その他任期を定めた採用の趣旨に反しない場合に限り、人事委員会の承認を得て、転任させることができる。

(号俸の決定)

第3条 条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（第6条において「第1号任期付研究員」という。）の同項の給料表の号俸は、その者の知識経験等の度合、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度合等に応じて、次の各号に定める号俸に決定するものとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う職務に従事する場合 1号俸
- (2) 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う職務に従事する場合 2号俸
- (3) 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特

に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 3号俸

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 4号俸

(5) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 5号俸

(6) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 6号俸

2 条例第5条第2項に規定する第2号任期付研究員の同項の給料表の号俸は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号俸に決定するものとする。

(1) 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う職務に従事する場合 1号俸

(2) 博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことの有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う職務に従事する場合 2号俸

(3) 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことの有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う職務に従事する場合 3号俸

(任期付研究員業績手当)

第4条 条例第5条第5項の特に顕著な研究業績を挙げたかどうかは、同条第3項又は第4項の規定により任期付研究員の号俸又は給料月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして判断するものとする。

第5条 任期付研究員業績手当は、12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する任期付研究員のうち、任期付研究員として採用された日から当該基準日までの間（任期付研究員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の任期付研究員としての研究業務に関し特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付研究

員に対し、12月10日（この日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直前の金曜日である日）に支給することができるものとする。

（裁量勤務の手続等）

第6条 条例第7条第1項の規定による職員の裁量による勤務（以下この条において「裁量勤務」という。）に従事させることができる第1号任期付研究員は、退職者及び停職者を除く第1号任期付研究員のうち、その職務遂行の方法を大幅に当該第1号任期付研究員の裁量にゆだねた場合に、自己の判断により研究業務を能率的に遂行することができるものと認められる者に限るものとする。

2 任命権者は、第1号任期付研究員を裁量勤務に従事させる場合には、あらかじめ当該第1号任期付研究員の同意を得なければならない。

3 任命権者は、裁量勤務に従事している第1号任期付研究員（以下「裁量勤務研究員」という。）が裁量勤務を継続しないことを希望する旨申し出た場合又は裁量勤務研究員を裁量勤務に従事させることが当該裁量勤務研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認められなくなった場合には、速やかに裁量勤務に従事させることをやめなければならない。

4 任命権者は、第1号任期付研究員を裁量勤務に従事させ、又は従事させることをやめる場合には、人事委員会が別に定めるところにより、当該第1号任期付研究員に対し速やかに通知するものとする。

（勤務場所等）

第7条 裁量勤務研究員は、その勤務公署以外の場所においてその日の勤務のすべてを行う場合で任命権者が必要であると認めるときには、その場所及び勤務内容等任命権者が必要と認める事項についてあらかじめ任命権者に申し出なければならない。

2 任命権者は、裁量勤務研究員に、特定の時間帯にその勤務公署において勤務することその他の特定の方法による職務遂行を命ずる場合には、当該裁量勤務研究員にあらかじめその内容を通知しなければならない。

（勤務の状況についての報告）

第8条 裁量勤務研究員は、研究業務の遂行状況その他の勤務の状況について、任命権者が定める期間ごとに報告しなければならない。

（勤務時間を割り振られたものとみなす時間帯等）

第9条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める時間帯は、午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）の時間帯とする。

第10条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める日は、次に掲げる日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第6条第1項第2号に規定する日
- (3) 全日にわたり職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第8条に定める休暇である

日

(4) 前3号に掲げるもののほか、全日にわたり勤務しないことにつき特に承認があった日

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

2 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「受ける職員」の次に「及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号。次号及び別表第1において「任期付研究員条例」という。)第5条第1項の給料表の適用を受け、6号俸以上の給料月額を受ける職員」を加え、同条第3号中「受ける職員」の次に「及び任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受け、5号俸又は4号俸の給料月額を受ける職員」を加える。

別表第1中

任期付職員条例第4条第1項の給料表	2号俸又は1号俸の給料月額を受ける職員	$\frac{10}{100}$	を
-------------------	---------------------	------------------	---

任期付職員条例第4条第1項の給料表	2号俸又は1号俸の給料月額を受ける職員	$\frac{10}{100}$	に
任期付研究員条例第5条第1項の給料表	5号俸以上の給料月額を受ける職員	$\frac{20}{100}$	
	4号俸又は3号俸の給料月額を受ける職員	$\frac{15}{100}$	
	2号俸又は1号俸の給料月額を受ける職員	$\frac{10}{100}$	
任期付研究員条例第5条第2項の給料表	すべての職員	$\frac{5}{100}$	」

改め、同表の備考の1中「一般職給料表及び」を「一般職給料表、」に、「を除く」を「、任期付研究員条例第5条第1項の給料表及び任期付研究員条例第5条第2項の給料表を除く」に改める。

(長野県人事委員会事務処理規則の一部改正)

- 3 長野県人事委員会事務処理規則(昭和39年長野県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4を削り、同表の5の(2)を削り、同5の(3)を同5の(2)とし、同5の(4)から(6)までを1ずつ繰り上げ、同5を同表の4とし、同表の6から14までを1ずつ繰り上げ、同表の13の次に次のように加える。

14 任期付職員の採用等関係事務に関する次の事項

- (1) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下この項において「任期付職員法」という。)第3条第3項の規定による承認(任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号。以下この項において「任期付職員条例」という。)第2条第1項に規定する採用に関する承認及び同条第2項に規定する採用のうち任用規則別表第1の1の6級職以上の職、同表の2の4級職の職、同表の3の3級職以上の職、同表の4の5級職以上の職、同表の6の6級職以上の職、同表の9の6級職の職、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の校長、教頭若しくは園長の職又は警察官の階級のうち警視の職への採用に関する承認にあつては、事務局長が人事行政上急施を要すると認めるときに限る。)
- (2) 任期付職員法第5条第2項の規定による承認
- (3) 任期付職員法第6条第2項の規定による承認
- (4) 任期付職員条例第4条第3項の規定による承認(事務局長が人事行政上急施を要すると認めるときに限る。)
- (5) 任期付職員の採用等に関する規則(平成14年長野県人事委員会規則第12号)第6条の規定による協議(給与規則別表第2のア若しくはシの8級以上、同表のイの5級、同表のウ、キ若しくはクの3級以上、同表のエの6級以上、同表のコの8級又は同表のサの7級以上の職務の級に係る協議にあつては、事務局長が人事行政上急施を要すると認めるときに限る。)に応じること。

別表第2の15を同表の16とし、同表の14の次に次のように加える。

15 任期付研究員の採用等関係事務に関する次の事項

- (1) 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号。以下この項において「任期付研究員法」という。)第3条第2項の規定による承認(事務局長が人事行政上急施を要すると認めるときに限る。(3)から(5)までにおいて同じ。)
- (2) 任期付研究員法第3条第4項の規定による協議(事務局長が人事行政上急施を要すると認めるときに限る。)に応じること。
- (3) 任期付研究員法第4条第2項の規定による承認
- (4) 任期付研究員法第4条第3項の規定による承認

(5) 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第41号）第5条第4項の規定による承認

(6) 任期付研究員の採用等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第13号）第2条の規定による承認

（職員の給与に関する規則の一部改正）

4 職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第38条の3中「研究職給料表又は」を「研究職給料表、」に、「の適用」を「、任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第41号）第5条第1項の給料表又は同条第2項の給料表の適用」に改める。

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

5 管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年長野県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」の次に「及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第41号。次条において「任期付研究員条例」という。）第6条第2項」を加える。

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 任期付研究員条例第3条第1号に掲げる場合に該当し、同条の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける号俸又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号俸又は任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額 12,000円

イ 4号俸又は5号俸 10,000円

ウ 2号俸又は3号俸 8,000円

エ 1号俸 6,000円

人事委員会事務局